

## 人文系研究評価システム検討委員会設置要項

平成31年3月11日  
機 構 長 裁 定

(設置)

第1条 人間文化研究機構組織規程第15条の2に基づき、人間文化研究機構（以下「機構」という。）に人文系研究評価システム検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、人文系研究の特性に即した適正な評価システムを検討する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者を持って組織する。

- (1) 機構長
- (2) 機構長が指名する理事 3名
- (3) 機構長特別顧問
- (4) 事務局長
- (5) 機構の大学共同利用機関（以下「機関」という。）の長が推薦する職員 各1名
- (6) 機関の長が推薦する各機関の外部評価委員会等の委員経験者のうちから機構長が委嘱する者 各1名
- (7) 基幹研究プロジェクト評価委員会委員及び総合人間文化研究推進センターに設置する推進評議会委員から機構長が委嘱する者 3名
- (8) その他機構長が必要と認める者

2 委員会には、必要に応じて作業部会を置くことができる。作業部会について、必要な事項は別に定める。

(任期)

第4条 前条第5号から第8号の委員の任期は、平成34年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、機構長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、主宰する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、本部事務局企画課において関係各課室の協力を得て行う。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この要項は、平成31年3月11日から施行し、平成34年3月31日をもって廃止する。